

小山町

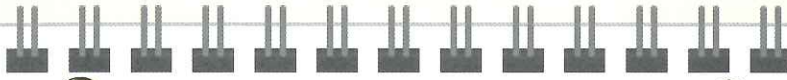


子育て支援 BOOK

第4版

もくじ

妊娠がわかったら	1	
赤ちゃんが生まれたら	2	
子どもを継続的に預けたい	3	
子どもを一時的に預けたい	7	
遊び場スポット・支援情報	9	
町内マップ	11	
おじいちゃん・おばあちゃんへ	13	
教室・健診情報	15	
小学校入学後の子育て支援	16	
ひとり親支援	17	
発達支援	19	
相談窓口	20	
子どもの虐待	21	



いざという時のために記入しましょう!!



父

母

お子さんのかかりつけ医の名称・連絡先

小児科

歯科

小山町子育て支援 BOOK

初版 平成30年2月発行

第4版 令和3年3月発行

編集・発行

小山町教育委員会こども育成課

TEL 0550-76-6126

FAX 0550-76-2795



©fumira

妊娠がわかったら

1 医療機関で妊娠の判定を受けましょう

2 妊娠届（医療機関で発行）

健康増進課（健康福祉会館 TEL76-6668）で母子手帳の交付を受けましょう。

3 母子手帳交付

母子手帳の交付と一緒に、別冊として下記の受診票を配布しています。

- ①「妊婦健康診査受診票 初回～14回」
- ②「超音波検査受診票①～④」
- ③「血液検査・血算・GBS検査受診票」
- ④「妊婦歯科健診受診票」

妊娠5～7か月になったら、体調の良い時に小山町妊婦歯科健診を受けましょう。（治療費自己負担）

⑤「新生児聴覚スクリーニング検査受診票」出産後、耳の聞こえの検査を医療機関で実施します。

⑥「産婦健診」産後2週間・産後1か月の2回、健診を受けましょう。

⑦「4か月児・10か月児健康診査受診票」

4か月、10か月になったら、契約医療機関で乳幼児健診を受けましょう。

※各受診票を医療機関に提出して助成を受けてください。

里帰り出産を予定されている方は事前に健康増進課へご相談下さい。

4 パパママ学級

これからパパ・ママになる人のために心構えや沐浴実習、妊婦体験などを行っています。

日程等については、小山町保健事業予定表をご確認ください。

5 産前産後サポート事業

産後の体調や育児について不安や心配がある方へ、助産師等が訪問等をしてサポートします。（無料）

6 産後ケア事業（母乳育児相談室）

授乳や乳房ケア・子育ての相談を行います。（自己負担あり）

他にも、助産師が電話相談・家庭訪問（無料）を行っています。

ご希望の方は、まず健康増進課へお問い合わせください。

7 その他手当・助成について

- ・不妊治療・不育症治療費助成制度（健康増進課にお問い合わせください。）
- ・出産（家族出産）育児一時金（勤務先・国民健康保険は住民福祉課にお問い合わせください。）
加入保険組合により独自の付加給付を上乗せしていることもあります。

直接支払制度

原則として、保険組合から病院等に直接支払いを行う制度です。出産を取り扱う病院等に利用の申し込みを行ってください。また、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、差額分の請求が可能です。

- ・出産手当（勤務先へお問い合わせください。国民健康保険は対象外です。）
出産のため会社を休み給与の支払いを受けなかった時に、休んだ期間を対象に支給されます。
※退職前に1年以上在籍、退職後6ヶ月以内の分娩はもらえる場合があります。
- ・育児休業給付手当（勤務先へお問い合わせください。）
育児休業中に給料の1/2が支給される制度です。育児休業取得の1か月前までが申請期限となっています。



赤ちゃんが生まれたら

1 出生届（提出先：住民福祉課・最寄りの支所）

期 限 出生から14日以内

持ち物 ①出生届（出生証明書）②母子手帳③印鑑

2 新生児出生通知書（提出先：健康増進課・郵送）

母子手帳別冊の中に入っています。

3 健康保険加入手続き（窓口：勤務先・国民健康保険は住民福祉課）

子を扶養にとる方は、勤務先、国民健康保険は出生届を出す時に手続きできます。

4 こども医療費受給者証交付申請（窓口：健康増進課・最寄りの支所）

対象者 18歳まで（18歳に達する日の属する年度の3月31日まで）のお子様

内 容 入院・通院に係る医療費（保険診療自己負担分）を助成。
小山町は全額助成します。

持ち物 ①印鑑②子の保険証

5 予防接種

健康増進課にて、全額公費対象予防接種の予診票（無料接種券）を出生・転入時に渡しております。

実施時期や内容については、小山町予防接種予定表及び通知をご覧ください。

予防接種の受け方や間隔について等、ご不明な点は健康増進課までお問い合わせください。

6 児童手当（窓口：こども育成課・最寄りの支所）

中学卒業までの子どもを養育している方に支給されます。 ※令和3年3月現在

0歳から3歳になる誕生月まで	月額 15,000 円
3歳から小学校修了まで（第1子・第2子）	月額 10,000 円
3歳から小学校修了まで（第3子以降）	月額 15,000 円
中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日迄）	月額 10,000 円
所得制限以上の方	月額 5,000 円

申請月の翌月分から支給されます。ただし出生日や転入予定日が月末の場合は、翌日から15日以内に申請すれば出生日や転入予定日の属する月の翌月からの支給となります。

公務員は所属庁で支給されます。勤務先へお問い合わせください。

提出者 父または母、及び代理人

持ち物 ①印鑑②請求者の通帳③父母のマイナンバーがわかるもの
※第2子以降は印鑑のみ



子どもを継続的に預けたい



こども園

教育標準時間（1号）

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境の中で、心身の発達を助長する教育施設です。入園できるのは、小山町に住民登録があり、年齢基準を満たしている幼児が対象です。（従来の幼稚園にあたります。）

保育標準時間・保育短時間（2号・3号）

ご家族の皆さんが、仕事や病気等の理由で、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身共に健やかに育てることを目的とした児童福祉施設です。入園できるのは、生後3か月から小学校に就学するまでの乳幼児で、同世帯の65歳未満の方全員が要件に該当している必要があります。（従来の保育園にあたります。）

2号・3号要件	保護者の状況	利用できる期間
①就 労	月64時間以上働いていること（自営業、内職、農業を含む） 【例】1日4時間、週4日、月4週勤務	最長 就学前まで
②妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	産前産後 各8週間
③疾病・傷害	疾病、負傷、若しくは精神又は身体に障害を有していること。 （例）1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。 身体障害者手帳4級以上を取得していること。	療養を必要としなくなるまで
④介護・看護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 （例）1ヵ月以上の入院付き添いをする事。 心身障害者の介護、通所、通院に付き添うこと。 半年以上療養中の家族等を介護すること。	介護を必要としなくなるまで
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること。	必要な期間
⑥就 学	大学や専門学校に在学又は職業訓練等に就いていること。 ※通信教育は対象外	通学期間中
⑦育児休業中	既に2号・3号で利用しているお子様がいて、継続利用が必要であること。 ※育児休業の終了する日の属する月の前月1日から申請できます。	生まれたお子様が1歳になる月の末日まで
⑧求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。 ※入園後期間満3月の15日までに就労証明書の提出がある場合は継続利用が出来ます。	最長2ヵ月
⑨そ の 他	保育が必要であると認められた場合。	個別の事由による

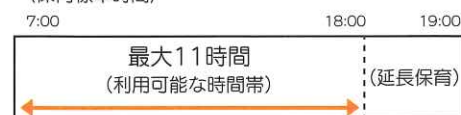
教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 〈教育標準時間〉	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 〈保育標準時間 / 保育短時間〉	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園
3号認定 〈保育標準時間 / 保育短時間〉	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、 小規模保育など

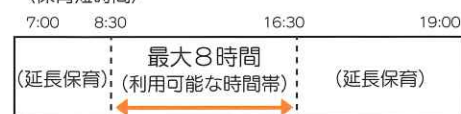
保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

〈保育標準時間〉



〈保育短時間〉



※ 保育短時間の時間帯は変わる場合があります。

就労証明書に基づき「保育標準時間」「保育短時間」の区分を決定します。シフトや通勤時間により登降園が間に合わない場合は、申立により変更も可能です。

認定条件区分

保育標準時間	就労：月120時間以上、産前産後等
保育短時間	就労：月64時間以上月120時間未満、育児休業・求職中等

※看護等その他要件については就労時間相当の区分で決定いたします。

4月入園については広報やHPをご確認下さい。例年8月下旬から9月頃に詳細を公表しています。

5月以降の入園は、入園希望の前月1日～15日までに必要書類を揃えてこども育成課に御提出下さい。

申請書は小山町HPからもダウンロードできます。

入園に関するお問い合わせは、こども育成課（76-6126）にお問い合わせ下さい。

保育料

幼児教育・保育無償化により3～5歳児クラスの保育料と0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となります。

小山町では多子軽減制度として保育料を年齢制限関係なく第2子半額、第3子以降は無償となります。

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯以外の方が保育料支払いの対象となります。

①保育料は、世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの認定区分、きょうだいの状況等によって小山町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。

②保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、9月で切り替わります。4月分から8月分までは前年度の税額、9月分から3月分までは当年度の税額で決まります。

保育料徴収基準額表

(月額)

階層	支給認定保護者の区分	保育料 (月額)	
		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	要保護者等のいる世帯 市町村民税非課税世帯	0	0
3	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
	48,600円未満	11,000	10,900
4	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000
	77,100円未満	16,500	16,300
5	要保護者等のいる世帯	7,000	7,000
	97,000円未満	19,000	18,700
6		121,000円未満	26,000
7		145,000円未満	29,700
8		169,000円未満	33,000
9		213,000円未満	38,000
10		257,000円未満	41,600
11		301,000円未満	43,000
12		397,000円未満	48,000
13		397,000円以上	54,000

※ 保育料徴収基準額表は変更する場合があります。

保育料のほか、用品代・教材費・絵本代等の費用が掛かります。
詳細は園にお問い合わせ下さい。

町内こども園の一覧

	施設名	所在地	電話番号	開所時間	特別な保育 (有料)
公立	するがおよまこども園 0～2歳児クラス (第1園舎) MAP E-1	生士132-1	76-0423	保育標準時間 平日・土曜日 7:00～18:00	延長保育 18:00～19:00
	3～5歳児クラス (第2園舎) MAP E-1	小山289-1	76-0479		
	すがぬまこども園 MAP D-2	菅沼1074-1	76-0429	保育短時間 平日・土曜日 8:30～16:30	延長保育 7:00～8:30 16:30～19:00
	きたごうこども園 MAP C-2	用沢207-1	78-0504	教育標準時間 平日 8:30～14:30	預かり保育 平日のみ 長期休み時実施なし 7:00～8:30 14:30～16:30
	すばしりこども園 0～2歳児クラス (第1園舎) MAP A-1	須走153	75-2720	※行事等により時間が短くなる場合もあります。	
	3～5歳児クラス (第2園舎) MAP A-1	須走83	75-2710		
私立	社会福祉法人 博友会 菜の花こども園 MAP D-3 病後児保育を実施しています。	竹之下570-1	76-6622	保育標準時間 平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00 日祝 7:30～17:30	延長保育 (休日の実施なし) 18:00～19:00
				保育短時間 平日 8:30～16:30 土曜 7:00～18:00 日祝 7:30～17:30	延長保育 (休日の実施なし) 7:00～8:30 16:30～19:00
				教育標準時間 平日 9:00～15:00	預かり保育 7:00～8:30 15:00～18:00
	社会福祉法人 寿康会 みらいこども園 MAP C-1 病児保育を実施しています。	上野1024-5	76-2323	保育標準時間 平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00 日祝 7:30～17:30	延長保育 (休日の実施なし) 18:00～19:00
				保育短時間 平日 8:30～16:30 土曜 7:00～18:00 日祝 7:30～17:30	延長保育 (休日の実施なし) 7:00～8:30 16:30～19:00
				教育標準時間 平日 9:00～15:00	預かり保育 7:00～8:30 15:00～18:00

子どもを一時的に預けたい

一時的保育

生後3か月～就学前の保育園等に入所していない自宅保育が困難な乳幼児が対象です。

利用対象児童	①保護者の継続的な短時間就労（週3日以内月15日以内） ②保護者の傷病等による緊急時（原則として連続5日以内） ③その他、保護者の私的な理由によるもの（原則として連続5日以内）
--------	--

●公立こども園

利用可能な日	平日のみ（園の行事等により利用できない日があります。）
利用時間	9：00～16：00
利用料金	〈3歳未満児〉30分毎に200円 〈3歳以上児〉30分毎に100円 ※給食が必要な場合は、別途200円がかかります。
利用申込方法	園に直接お申し込みください。

●私立こども園

利用可能な日	365日（園の行事等により利用できない日があります。）
利用時間	8：30～17：00
利用料金	〈3か月児～2歳児〉1日1,600円 〈3歳～5歳児〉1日900円 〈日祝〉1日2,000円 ※給食・おやつを含みます。
利用申込方法	園に直接お申し込みください。

子育て・おやま ファミリー・サポート・センター

子育てを手伝ってほしい！子育ての援助をしてあげたい！という人達が会員になって一時的な子どもの世話を有料で行います。地域社会全体で力を合わせ「安心して子育てができるまち」を目指して活動を展開します。

会員として入会手続き（会員登録）が必要となります。入会は無料です。

・委託会員（お願いしたい人）は随時入会できます。

- ①御殿場市・小山町在住の方
- ②生後3か月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方
- ③子育ての援助を受けたい方

・子育てサポーター（応援したい人）は保育の専門知識や実技を学ぶ養成講座を受講し、全課程を終了することが条件となります。（資格・経験・性別は問いません）

- ①御殿場市・小山町在住の方
- ②養成講座を受講、終了した方
- ③子育ての援助をしたい方

子育てサポーター
大募集！！

利用料金	平日	6：00～7：00	1時間 600円
		7：00～19：00	1時間 500円
	土日祝・12/29～1/3	19：00～21：00	1時間 600円
		6：00～21：00	1時間 600円

御殿場市萩原988-1 市民交流センターふじざくら内 TEL 0550-88-5200
受付 月曜日～金曜日（第1月曜日・土・日・祝祭日はお休み）8：30～17：00

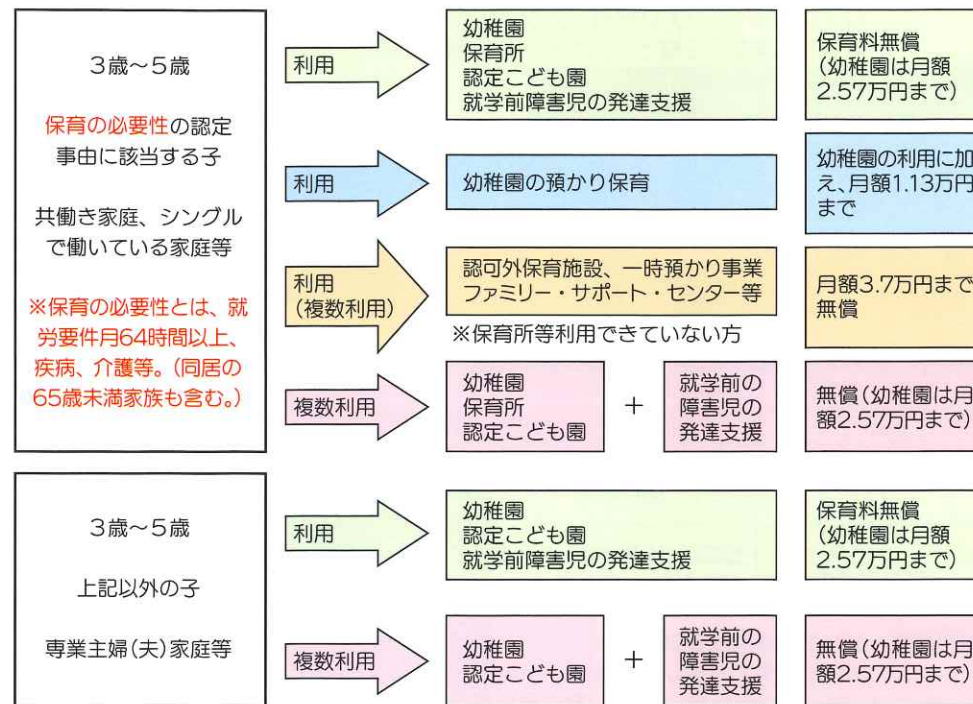
幼児教育・保育無償化とは

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が**無償化**となります。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

- ・無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。（幼稚園については入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。）
- ・無償化の対象は保育料です。行事費等はこれまでどおり保護者負担になります。
- ・小山町では3歳から5歳までの給食費（副食）も無償化にしています。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。（認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償）

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する方は、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※在園児については、園を通じて申請書を配布いたします。

他市町の幼稚園にお通いの方はこども育成課にお問い合わせください。

制度についての詳細や申請方法についてはこども育成課（76-6126）までお問い合わせください。

遊び場スポット・支援情報

子育て支援センターや各園では、園に通っていないお子さんが安心して遊ぶことのできる場所やお母さん方の交流や情報交換の場所として開放しています。

子育て支援センター きんたろうひろば

MAP C-2

町の子育て支援センターです。お子さんがのびのびと遊ぶことができます。広い室内で楽しく過ごしたり、外の遊具で遊ぶこともできます。

子育て支援講座やイベントも定期的に実施しています。毎月発行の子育て通信をご覧ください。

子育て相談もできるようになっています。お気軽に声をかけてください。

授乳室や子ども用トイレもあります。

開館時間 月～土曜日 9:00～16:30

(12:00～13:00は閉館・カフェスペースは利用できます。)

※祝日は開館、日曜と12/27～1/5は休館

住所 阿多野41-1 (図書館横)

TEL 70-3090



子育て支援事業

毎月発行「おやま子育て通信」でイベントや日程をご案内しています。

ぺんぎんランド

公立こども園では、保育教諭が小さなお子さんが楽しめるちょっとした遊びを企画しています。

利用時間 10:00～11:00

※自家用車でお越しの場合は、各園の駐車場をご利用いただけます。

(数に限りがございますので、ご了承ください。)

私立こども園 子育て支援センター

子育てについての情報交換や友達づくりなど私立こども園にも子育て支援センターがあります。お気軽にご利用ください。

詳細は直接園にお問い合わせください。

なのはなパーク：菜の花こども園 (76-6622)

みらいランド：みらいこども園 (76-2323)



総合文化会館・図書館

MAP C-2

親子ダンス教室・ピアノ教室などを定期的に実施しています。

くわしくは総合文化会館教室案内チラシをご覧ください。

図書館 開館時間 火・水・木・金・土 9:00～20:00

日・祝 9:00～18:00

休館日 月(祝日の場合は翌日)・蔵書点検日・年末年始

貸出期間 図書は2週間以内、視聴覚資料は1週間以内

お話の会 毎週土曜日 10:30～11:00実施しています。



金時公園

MAP E-1

ローラー滑り台・ボルタリングボード・幼児用遊具を設置。立派な土俵もあります。

休憩スペースや駐車場完備で利用しやすくなりました。

※ローラー滑り台をご利用される場合はマットをご持参ください!!

住所 中島214-2



5月金太郎
春まつりの
会場です!



足柄ふれあい公園BBQガーデン

MAP D-3

家族や友達と一緒に楽しい時間を過ごしませんか?



通常時間 10:00～16:00

夏季時間 10:00～18:00

(6/1～8/31)

定休日 火曜日・年末年始

料金 1卓 2,000円

くわしくは管理事務所まで

予約番号 70-7323

事前予約制(3日前まで)

しずおか子育て優待カード

「しずおか子育て優待カード事業」の協賛店・施設で提示すると応援サービスを受けられます。妊娠している方、18歳未満のお子さんを同伴した保護者が対象です。

カード配付場所 健康増進課(母子手帳交付時)

こども育成課・各支所(再交付)

※紙のカードを持ち歩かなくても、モバイル端末上のアプリ画面でも、お店独自の子育て応援サービスをご利用いただけます。



インストールはこちら

子育て 支援 まっふ

令和3年4月時点



おじいちゃん・おばあちゃんへ

●今と昔の子育てには違いがあります。ギャップを埋めて手助けをお願いします。

	今	昔
抱っこ	抱っこされることで子どもが安心でき、情緒豊かに成長します。	抱き癖がつく、甘えにつながるといった考えで極力抱っこしませんでした。
うつ伏せ寝	乳幼児突然死症候群で死亡する可能性が高くなるため、現在では避けています。	頭の形がよくなるや眠りが深くなるとして、メリットがあるといわれていました。
断乳・卒乳	自主的にやめる卒乳が自然です。	1歳頃には断乳が主流でした。
日光浴	赤ちゃんはまだ皮膚の機能が未完成です。直射日光をさけるようにします。	2か月頃から少しずつ日光に慣れさせていました。
食事	虫歯菌が唾液を通して大人から子どもへ感染するので、かみ砕いたものだけでなくスプーンや箸の共有を避けています。	消化にいいという考えから、大人がかみ砕いたものを与えていました。
果汁・離乳食	母乳やミルクに栄養があるため、果汁は必要ありません。母乳やミルクの摂取量が減り、栄養不足になる可能性があります。離乳食は5～6か月頃、子どものペースに合わせてつぶしがゆから始めます。	離乳食の準備段階として果汁は2か月頃頃から。離乳食を始める時期も早く、卵からという考え方もありました。
おむつ	紙おむつは昔よりはるかに進化しました。布・紙おむつは親の好みで選んでいます。	布おむつが主流でした。
トイレトレーニング	始める時期は様々です。成長とともにオムツは外れるので焦らず見守りましょう。幼稚園入園前には取れるように、トレーニングする家庭が多いです。	1歳を過ぎたらおまるに座らせて、おむつをはずす努力をしました。
ワークライフバランス	産後も仕事を続ける女性、子育てにかかわるイクメンなど夫婦で育児をする風潮です。	「夫は外で、妻は家庭を守る」「三歳までは母親が育てるべき」といった風潮でした。
チャイルドシート	6歳未満の乳幼児は、チャイルドシートが義務付けられています。	抱っこして乗車していました。



お母さんやお父さんの育児方針や生活状況によって、上記と異なることもあります。お孫さんを預かるときは、お孫さんに合わせた子育てをお願いします。

●アレルギー反応を示す子どもが増えています

初めて食べさせる食品だけでなく、動物や植物が原因となることもあります。食事の際は月齢にあった食品や、子どもの成長ペースに合わせて少しずつ試していきましょう。もしもの時のために、初めての食品を食べさせるときは、病院に行きやすい平日の午前中などを選びましょう。

「発症数が多く、症状が重いもの」

小麦・そば・卵・牛乳・落花生・えび・かに

「離乳食の注意点」

- ・子どもは抵抗力が弱いので、食品は十分に加熱します。
- ・卵は固ゆでにした卵黄から始めます。
- ・牛乳は7～8か月頃から加熱して調理に使う程度から始め、牛乳として飲むのは1歳を過ぎてからが目安です。
- ・乳児ボツリヌス症予防のため、はちみつと黒砂糖は満1歳未満は与えないようにしましょう。

お孫さんによって、食べられる食品が異なります。預かる時はOK食品とNG食品の確認を必ずしてください。



●お孫さんと一緒にお出かけしやすいおすすめ場所

①子育て支援センター きんたろうひろば MAP C-2

広々とした室内・屋外の両方でお孫さんと遊べます。いつもと違う環境で遊ばせることは子どもの成長にも良いです。おもちゃや遊具等をご用意していますのでお気軽にお越しください。

②図書館 MAP C-2

図書館にはたくさんの絵本があり、0歳から利用できます。お気に入りの作品も見つかるかもしれません。貸出期間は2週間なので、ご自宅でも一緒にゆっくり読めます。

※向かい側の運動場には大型遊具があります。滑り台もあるので、立ち寄ってみてはいかがでしょうか？

③園開放「ペンぎんランド」

開催については毎月回覧でご覧いただける「おやま子育て通信」をご確認ください。平日開催のため、就園前のお子さんが集まります。保育士がおりますので、おじいちゃん・おばあちゃんも安心してお孫さんを連れてご参加ください。

教室・健診情報

健診・教室スケジュール

	対象	場所	フッ素塗布
乳児全戸訪問	新生児	自宅	
4か月児健診	4か月児	指定医療機関	
赤ちゃん教室「びよびよ」	5～6か月児	健康福祉会館	
10か月児健診	10か月児	指定医療機関	
1さい教室「よちよち」	1歳0か月～1歳3か月児	健康福祉会館	
1歳6か月児健診	1歳6か月～1歳8か月児		○
2歳児歯科健診	2歳0か月児～		○
2歳6か月児フッ素塗布	2歳6か月児～		○
3歳児健診	3歳0か月～3歳2か月児		○
のびのび子育て相談 個別相談（予約制）	乳幼児	さんたろうひろば	
すくすく健康相談 個別相談（予約なし）			
食育	5歳児（各園ごと開催）	各こども園	

4か月・10か月児健診には、無料受診券（母子手帳別冊）をご利用ください。

ブックスタート事業

生涯学習課

赤ちゃん教室（5・6か月児対象）で、絵本のプレゼントを行っています。

たんぽぽ教室

健康増進課

就園前の年齢で、言葉の発達等がゆっくりなお子さんと、その保護者を対象に開かれている教室です。保護者の悩み相談もおこなっています。詳しくはお子さんの健診時にご相談ください。

親子の絆づくり「ままはぐ」

健康増進課

2～6か月児を持つ初産婦を対象に、子育てについて学び合える、子育ての仲間づくりのきっかけになる教室です。ベビーマッサージを通して楽しくお子さんとスキンシップを図れる3回コースで実施しています。詳しくは健康増進課（TEL76-6668）へお問い合わせ下さい。

食育

健康増進課・こども育成課・農林課

小山町の食育推進計画は、「心こめつくり味わう食と人」を核に、体と心をつなぎ、人と人をつなぐことのできる食育を目指します。

健康マイレージ

健康増進課

健康づくりでポイントをためると賞品や特典が受けられます。

4種類の健康づくり（自己申告）でポイントをつけたり、「金太郎スタンプ」押印対象健康事業やイベントなどに参加して、専用ポイントカードに30ポイントを貯めると「ハッピーチケット」（小山町の指定施設や店舗でサービスが受けられるチケット）・スマイル賞の応募や「健康いきいきカード」が入手できます。

お子様の健診や予防接種も対象となり、保護者の方にポイントがつかます。

ポイントカード配布 健康増進課・総合文化会館・各支所や対象のイベント等で配布

詳しくはポイントカード配布時のチラシが健康増進課（TEL76-6668）へお問い合わせください。

小学校入学後の子育て支援

小山町では、小学1年生の下校時刻は4月～5月は13時頃、6月以降は15時頃が多くなっています。放課後に安心して過ごせる場所として「放課後児童クラブ」があります。小学1～3年生が主に利用しています。高学年には「放課後子ども教室」で学習に取り組めるような教室を開いています。

放課後児童クラブ

こども育成課

放課後、家庭に保護者のいない児童に対し、第二の家庭のような生活の場を提供し、異年齢の友だちと遊びや活動を通じて放課後を楽しく過ごすところです。

入所は要件に該当しているかを審査いたします。

	成美小 （やまびこクラブ） MAP D-1	明倫小 （くじらクラブ） MAP D-2	足柄小 （ともだちクラブ） MAP E-3	北郷小 （みらいえがおクラブ） MAP B-2	須走小 （おひさまクラブ） MAP A-1
TEL	76-1333	76-0266	76-1079	78-1521	75-1360

活動時間	平日	下校時～18:00	★月額保育料：10,000円※減額制度あり。その他費用については募集要項をご確認ください。（こども育成課・放課後児童クラブ・小山町HPでご確認いただけます。） ★4月からの利用に関しては11～12月に申込みの案内・受付を実施します。随時入所についてはこども育成課にご相談ください。
	学校休業日	7:30～18:00	
	平日	7:30～14:00	

放課後子ども教室

こども育成課

放課後を利用してお子さんが安心して何かを学ぶことができる教室です。現在、英語や算数、宿題、将棋などを指導者が授業を行っています。授業の前には自由学習時間もあります。

実施日	学年により異なるが週2日～4日利用可能
利用料	無料（年間保険代として800円）
実施場所	各小学校の空き教室を利用

就学援助

こども育成課

経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校生活で必要となる費用（学用品、通学用品、修学旅行費、通学費、校外活動費、新入学児童生徒学用品等）の援助を行います。援助金は教育委員会から直接学校へ支払われます。

- この制度は経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方に準じて生活が困窮されている方が対象です。
- 入学後に学校へ申請してください。

金太郎教室

生涯学習課

学校へ行きづらい児童生徒のフォローをする適応教室です。社会教育指導員が指導にあたっています。

セカンドブック事業

生涯学習課

町内の小学校新入学児童に絵本を1冊と読書通帳をプレゼントしています。



ひとり親支援

●児童扶養手当（窓口：こども育成課）

18歳に達した最初の3月31日までの子（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）がおり、下記の要件に当てはまり所得限度額を超えないひとり親家庭に支給されます。

対象者 次のいずれかの状態にある児童を監護している父、母または養育者に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV保護命令を受けた児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童



※ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- ・父または母が婚姻したとき（事実上婚姻関係になったときを含む）
- ・児童が里親に委託されたり、児童養護施設等に入所したりしているとき
- ・父、母、養育者または児童が国内に住所を有しないとき
- ・母子家庭の場合、児童が父と生計を同じくしているとき、あるいは母の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する父を除く）
- ・父子家庭の場合、児童が母と生計を同じくしているとき、あるいは父の配偶者に養育されているとき（重度の障害を有する母を除く）

月額手当額 ※令和3年4月現在

対象児童	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人	53,350円	53,330円～15,280円
3人	59,460円	59,430円～18,340円

※所得により手当が停止されることがあります。

※三人目以降の加算額は最大6,110円となります。

所得限度額 ※令和3年4月現在

税法上の扶養親族数	本人全部支給所得額	本人一部支給所得額	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者所得額
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円

●小山町母子寡婦福祉会（窓口：小山町社会福祉協議会）

母子家庭、父子家庭の方々が構成されるこの会は、町内だけでなく、近隣地域の母子寡婦福祉会とも交流を持ち、親子で楽しめるさまざまなイベントを行っています。

主な行事 新入児童激励会・クリスマス会・ふれあい広場への参加
静岡県母子家庭等日常生活支援事業の利用推進
（一時的に生活援助や育児が必要なひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣）

入会金 年会費 1,000円 ※別途費用がかかる場合があります。

●母子家庭等自立支援給付金（窓口：東部健康福祉センター TEL 055-920-2080）

児童扶養手当支給水準の所得者が就職に役立つ技能や資格取得のために各講座を受講した場合や、各種養成機関で就業した場合に給付金を支給する制度です。

①自立支援教育訓練給付金

対象講座 厚生労働省HP掲載「雇用権制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座」

支給額 受講料6割（上限20万円下限1.2万円）※雇用保険受給者はハローワークで2割支給

②高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得のために1年以上養成機関で就業する場合に支給します。

対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・美容師・調理師等

支給額 市町村民税非課税世帯：月額100,000円 市町村民税課税世帯：月額70,500円

※上記の他、養成機関で就業した場合は、高等職業訓練終了支援給付金を支給します。

●ひとり親家庭等医療費助成（窓口：こども育成課）

医療機関で受診した費用で、保険給付の対象となる医療費の自己負担分から、他から補填される医療費（高額療養費・付加給付等）を差し引いた自己負担分を全額助成する制度です。

・小山町は入院時食事標準負担額分も助成対象です。

・こども医療費助成との併用はできません。医療機関受診時に自己負担分のお支払いをしていただき、後日返還されます。

対象者 母子家庭・父子家庭等であり、同居家族も含めて所得税が非課税の世帯20歳に達する日の前日までの間にある児童を養育している人と児童

※ただし、次のいずれかに該当するときは助成を受けることができません。

- ・受給資格者および同居家族が所得税課税である
- ・対象の児童が20歳に達したとき
- ・養育者が小山町民でなくなったとき
- ・児童が受給者に扶養されなくなったとき（健康保険証が別となったときを含む）
- ・婚姻もしくは事実上婚姻関係と同様の状況になったとき

●母子家庭等就業・自立支援（窓口：母子家庭等就業・自立支援センター 東部支所）

ハローワークと同様に、ひとり親の就業希望者へ無料職業紹介、就職支援講習会、就業支援セミナー等をおこなっています。また、養育費等の相談で無料弁護士相談（予約制）も実施しています。

相談時間 月～金 9:00～17:00（土日祝年末年始は休み） TEL 055-951-5255

住所 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階 静岡県東部県民生活センター内

●税の軽減（窓口：税務課）

母子世帯、父子世帯及び寡婦で、所得税、住民税の軽減措置が受けられます。

上記以外にもひとり親支援制度があります。「明日のしあわせを願って」ひとり親家庭用のしおりをこども育成課で配布しています。



発達支援

●特別児童扶養手当（窓口：住民福祉課）

20歳未満の身体に障がいのある児童を養育する父母または養育者に対して、4ヶ月ごとに支給される手当です。手当月額は障がいの状況に応じて規定されています。

1級 月額52,500円 2級 月額34,970円 ※令和2年11月現在

●重度障害者（児）医療費助成（窓口：住民福祉課）

重度障がい者（児）の医療費（保険診療分）から、高額療養費や付加給付等、他で支給される額を除いた額を支給します。ただし、本人や家族の所得により対象とならない場合もあります。

（対象者）・身体障がい者手帳1・2級 ・精神障がい者保健福祉手帳1級
・療育手帳A・B1判定 ・特別児童扶養手当1級の受給対象児
・内部障がい3級の身体障がい者手帳（助成対象は当該障がいにかかる医療費のみ）



●日中一時支援（窓口：住民福祉課）

障がい児（者）に日中における活動の場を提供し、見守りや日常生活支援を行い、福祉の向上及び家族の就労支援並びに一時的な休息を図ることを目的とした支援です。

●障がい児通所支援（窓口：こども育成課）

・児童発達支援・医療型児童発達支援

心身の成長や発達に心配のある未就学のお子さんに、日常生活における基本動作の指導や、集団生活への適応訓練など、日常生活や社会生活をスムーズにするための支援です。

・放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、障がい児の自立、放課後等の居場所づくりを支援します。

・保育所等訪問支援

保育所等を利用、利用を予定している障がい児に対し、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援、安定した利用を支援します。



上記サービスは、ひと月に利用したサービス量に関わらず、世帯の所得に応じ4区分の負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設 ホームヘルプ 4,600円
		入所施設 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※児童発達支援利用者のうち、幼児教育・保育無償化事業対象者は、区分に関わらず負担上限月額が0円になります。

相談窓口

小山町内には、様々な相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

●心配ごと相談

小山町社会福祉協議会

TEL76-9906

毎週木曜 13:30~15:30

住民の生活課題の解決の為、民生委員・児童委員等により心配事の相談を受付けています。親子関係や子育てに関する悩みなどご相談ください。

●休日夜間の救急

御殿場市救急医療センター

TEL83-1111

住所 御殿場市西田中237-7

診療時間	平日	18:00~翌8:00
	土曜日	12:00~翌8:00
	日・祝・12/29~1/3	8:00~翌8:00
休診日	4月8月12月の各第2木曜日	

●子どもの誤飲

飲んだものによって対応が違います。飲んだものを正確に把握し、直ちにかけつけ医師に相談か、緊急時には119番に電話しましょう。

たばこ	072-726-9922	たばこ専用回線	24時間/365日対応 (テープによる情報提供)
	072-727-2499	大阪中毒110番	24時間/365日対応
洗剤・薬品	029-852-9999	つくば中毒110番	9:00~21:00/365日対応
小石・ピー玉	119		救急車

●静岡こどもの救急電話相談

受診したほうが良いのか、様子をみても大丈夫なのかを看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

#8000	プッシュ回線の固定電話、携帯電話
054-247-9910	ダイヤル回線の固定電話、IP電話

●いつでも健康相談

TEL 0120-596-243

24時間年中無休

こころと体の様々な相談に24時間体制でお答えしています。

健康・医療・看護・介護をはじめ、子育てについてもお気軽にご相談ください。

●小山町役場（本庁）

MAP D-2

〒410-1395 小山町藤曲57-2

2F	教育委員会	76-6126	こども園・児童福祉・子育て支援・放課後児童クラブ
	こども育成課	76-6122	学校教育
1F	住民福祉課	76-6661	社会福祉・障害福祉

●健康福祉会館（ふじみセンター）

MAP E-1

〒410-1311 小山町小山75-7

健康増進課	76-6668	健康づくり・母子保健・予防接種・各種健診
社会福祉協議会	76-9906	福祉活動・福祉サービスの利用者支援

●支所

足柄支所	76-0134	MAP D-3	〒410-1313 小山町竹之下1311-7
北郷支所	78-0502	MAP C-2	〒410-1326 小山町用沢188-1
須走支所	75-2211	MAP A-1	〒410-1431 小山町須走267-6

子どもの虐待

●これって虐待？

子ども虐待の多くは、虐待をしているという認識のないところで起こっています。子ども虐待は下記の4区分に分類されます。複数の区分が複雑に絡み合っていることが少なくありません。

身体的虐待	心理的虐待
- 殴る・蹴る・首を絞める - タバコの火を押しつける - 熱湯をかける（火傷させる） - 屋外に長時間閉め出す など	- 大きな声で怒鳴る - 無視する（拒否する） - 暴言や傷つける言葉を使う - 兄弟間で著しく差別した扱いをする - 子どもの前で配偶者にDVをする など
ネグレクト	性的虐待
- 適切な衣食住の世話をしない - 学校に行かせない - 病気になるまでも病院へ連れて行かない - 子どもを家や車に長時間放置する - 同居人の虐待を放置する など	- 性的ないたづらを強要、教唆する - 性的関係を強要する - 性器や性交を見せる - ポルノグラフィティーの被写体にする など

●子どもからのSOS・親からのSOS

子どもへの虐待は、親の身勝手な行為だと捉えられがちですが、各家庭が抱えている問題や、経済的困窮、ストレス、地域での孤立などが原因となっています。

特別な家庭に起きているのではなく、誰もが陥る危険があります。

虐待を受けている子どもは「助けて」とは言いづらく、親が虐待の事実を告げることも、ほぼありませんが、そのような状況にある子どもや親からは、何らかのサインが出されています。

周囲の気になる子育て家庭に、下記の様子がなければ気に留めてみてください。

子どもの様子	親の様子
- 不自然なあざ、傷がある。 - いつも服や、体が汚れている、不潔。 - 食事時や夜などに外に出ている。 - 遅くまで遊んでいて家に帰りがたらない。 - 表情が乏しい、笑顔が少ない。 - 攻撃的、乱暴な行動、態度が見られる。 - 食べ物に異常な執着をもつ。 など	- 近所や地域から孤立している。 - 小さな子を家に残してよく出かけている。 - 子どもが病気やケガでも医者にもせない。 - 子育てのつらさをよく口に出している。 - 夫婦不和、パートナーが子育て不参加。 - 予期せぬ妊娠、出産。 など
	家庭の様子
	- 毎晩、長時間子どもの泣き声が聞こえる。 - 親の怒鳴り声や、物を投げる音がする。 - 子どもの姿を見かけない。 など

●防ごう！

もしかして、虐待では…と感じたら、迷わず、ためらわず相談や通告をしましょう。

Q：通報するときは名乗らないといけませんか？

→→→ 匿名でもかまいません。（通報者のプライバシーは守られます。）

Q：本当に虐待かどうかわからない。もし違っていたら…。

→→→ 虐待かどうかの判断は連絡を受けた相談先の機関が行います。

確認し虐待ではなかった場合も罰せられることはありません。

Q：近所なので、後でトラブルになると困る。

→→→ 通報者が特定できるような情報は漏らしません。

身近な方からの通報が重要な虐待防止になります。

●相談・通報するときは

あの子は『虐待されている??』と思ったら…。

虐待の現場を見ていなくても、「念のために調査を。」と御連絡ください。

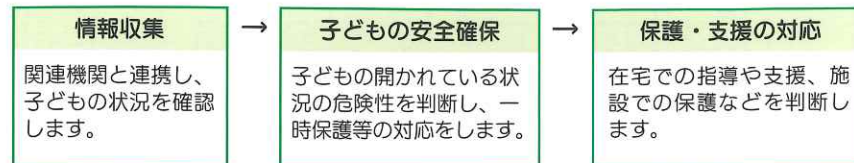
～①②③のポイントをお聞きます。～

① 虐待またはその可能性のあった日時

② 子ども、保護者の情報（わかる範囲で）

③ 虐待の恐れがあった状況「どこで・だれが・どのように」

相談・通報を受けた後は……



児童相談所全国共通ダイヤル TEL：189（いちはやく）

小山町役場 こども育成課 TEL：0550-76-6126

※子どもの命に関わる、もしくは障害を残す危険がある場合など、早急に保護する必要がある場合は、すぐに110番を！

もしも、自分が『虐待している??』と思ったら…。

子どものことや、職場や家庭のトラブルからストレスや不安が募り、子どもを必要以上に叱ったり、叩いてしまうことがあります。まずは、心の苦しさを理解してくれる人に話すことが大切です。

～あなたの気持ちをわかってくれる人がいます。～

イライラすると子どもにひどいことを言うてしまう……。

いろいろなことをすべて自分でやらなければと思うてしまう……。

他の子ができることができない、遅い。自分のせいではと思ってしまう……。

子どもを虐待してしまったと感じている。またやってしまいたいと思う不安を感じる……。

小山町子育て世代包括支援センター

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように必要なサポートを行います。

○利用者支援専門員 TEL 0550-70-3092 平日9：00～16：00

子育て・発達・しつけ・生活習慣の相談に丁寧に対応します。

専門機関と連携し、必要に応じて紹介もします。面談も可能です。

○健康福祉会館 健康増進課 TEL 0550-76-6668 平日8：30～17：15

健診や予防接種、子どもの成長発達についてなど、保健師・栄養士・看護師が対応します。不安や悩みがある方は御相談ください。

こども相談員

教育経験豊かな相談員が、一人ひとりのケースごと（子育て・発達・しつけ・生活習慣・学習・人間関係等）に丁寧に対応します。

○未就学児担当 TEL：090-8673-1979

○小学校担当 TEL：090-5453-1977

○中学校担当 TEL：090-7678-1978

※町内各園・学校を巡回していますので、各園・学校での相談も対応します。